

議員提出議案第 28 号

住民に説明がなく理解が得られないままに、他国領土（敵基地等）を攻撃
する反撃能力を持つ装備を石垣市内に配備しないことを求める意見書

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 6 年 8 月 29 日

提出者 花 谷 史 郎

賛成者 内 原 英 聡

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

防衛省に対して、住民と議会に対して説明を改めて求めると共に、十分な理解を得られていない状況において、他国領土（敵基地等）を攻撃する長射程ミサイルなどの反撃能力を持つ装備を石垣市内に配備する事を決定しないことを求めるため。

住民に説明がなく理解が得られないままに、他国領土（敵基地等）を攻撃する反撃能力を持つ装備を石垣市内に配備しないことを求める意見書

当市における防衛省主催の住民説明会ではこれまで、「あくまでも専守防衛のための自衛隊配備」という説明がなされてきた経緯がある。

しかし、2022 年 12 月 16 日に安保関連三文書が閣議決定され反撃能力保有が盛り込まれる中、長射程ミサイルの開発や配備先についても様々な報道があり、住民の間では不安の声が起きている。一連の経緯を踏まえ、当市議会は 2022 年 12 月議会最終本会議において「陸上自衛隊石垣駐屯地（仮称）への長射程ミサイル配備に関する意見書」を可決し、長射程ミサイル配備や安保関連三文書について住民への十分な説明を強く求めてきた。

しかしながら、意見書提出から 1 年半以上の時間が経過した現在も当市住民や市議会に対して個別具体的な説明等は行われていないのが現状である。

一方で、防衛省は 2026 年とされていた長射程ミサイル配備を 1 年前倒しし、2025 年の配備とする方針を示している。また、今年 3 月 23 日、米国内において対地攻撃用で反撃能力を備えていると思われる島嶼防衛用高速滑空弾の事前発射試験を行ったことや、小笠原諸島にミサイル発射訓練施設の建設計画を発表するなど事態が進行していることは明らかである。

よって当市議会は、防衛省に対して住民と市議会への説明を改めて求めると共に、十分な理解を得られていない現状において、他国領土（敵基地等）を攻撃する長射程ミサイルなどの反撃能力を持つ装備を石垣市内に配備する事を決定しないことを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 8 月 29 日

石 垣 市 議 会

宛先 内閣総理大臣、防衛大臣、沖縄防衛局局長